

# 青森県報

第千九百六十八号

平成十四年一月九日(水曜日)

## 目次

### 告示

- 字区域の変更……………(市興町課) ……一
- 青森県消費生活条例に基づく不当な取引行為の指定の一部改正……………(生活衛生・交通安全課) ……一

### 公告

- 青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(経理課) ……一
  - 土地改良区の定款変更の認可……………(農村整備課) ……二
  - 県営土地改良事業計画の決定……………(同) ……二
  - 県営土地改良事業計画変更の決定……………(同) ……二
  - 都市計画の変更案の縦覧……………(都市計画課) ……二
- 公安委員会
- 型式の検定適合遊技機……………(生活安全課) ……三

## 告示

### 青森県告示第四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、川内町長から川内町の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第二

項の規定により告示する。

平成十四年一月九日

青森県知事 木村守男

下北郡川内町大字川内福浦山国有林八二八林班を字福浦山に編入する。

### 青森県告示第五号

平成十一年三月二十三日青森県告示第九十三号(青森県消費生活条例に基づく不当な取引行為の指定)の一部を次のように改正する。

平成十四年一月九日

青森県知事 木村守男

第四号の1中「訪問販売等に関する法律」を「特定商取引に関する法律」に、「第六条第一項及び第十七条第一項」を「第九条第一項、第四十条第一項、第四十八条第一項及び第五十八条第一項」に改める。

### 青森県告示第六号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号(青森県指定金融機関等の指定)の一部を次のように改正し、平成十四年一月十五日から施行する。

平成十四年一月九日

青森県知事 木村守男

第三号の表中

東洋信託銀行株式会社青森支店

青森市新町二丁目

を

ユーエフジエイ信託銀行株式会社  
青森支店

青森市新町二丁目

に改める。

公 告

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、小田川土地改良区の定款の変更を平成十三年十二月二十六日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十四年一月九日

青森県知事 木 村 守 男

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、夢の森・倉石地区の県営土地改良事業（中山間地域総合整備）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年一月九日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十四年一月十日から同年二月七日まで

三 縦覧の場所

倉石村役場

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、倉石地区の県営土地改良事業（中山間地域総合整備）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年一月九日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十四年一月十日から同年二月七日まで

三 縦覧の場所

倉石村役場

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、八戸都市計画公園に関する都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第七十七条第一項の規定により公告し、次のとおり八戸都市計画公園に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成十四年一月九日

青森県知事 木 村 守 男

一 都市計画の種類

八戸都市計画公園に関する都市計画（六・五・三号いちよう公園）

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

上北郡百石町字下谷地、字下前田の各一部

2 追加される土地の区域

上北郡百石町字下谷地の各一部

三 縦覧場所

青森県国土整備部都市計画課、百石町建設下水道課

四 縦覧期間

平成十四年一月十日から同月二十三日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後四時三十分まで

## 公 安 委 員 会

### 青森県公安委員会告示第一号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十四年一月九日

青森県公安委員会委員長 橋 本 昭 一

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CR福ふく神	株式会社ソフィア
回胴式遊技機	ミコシ	テクノコーシン株式会社